

第五十一回国会 通信委員会物価問題等に関する特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

通信委員会

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 上林山榮吉君

理事 内藤 隆君

理事 畑 和君

理事 綾部健太郎君

理事 木部 佳昭君

理事 徳安 實蔵君

理事 安宅 常彦君

理事 原 茂君

理事 松井 政吉君

理事 小笠 公昭君

理事 木村 俊夫君

理事 山本 勝市君

理事 村山 喜一君

理事 小淵 恵三君

理事 床次 徳二君

出席國務大臣

郵政大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 (經濟企画庁) 中西 一郎君

郵政事務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 (大臣官房長) 鶴岡 寛君

郵政事務官 (監察局長) 山本 博君

郵政事務官 (郵務局長) 長田 裕二君

郵政事務官 稻増 久義君

(貯金局長) 功君

郵政事務官 武田 功君

(簡易保険局長) 功君

郵政事務官 浅野 實澄君

(経理局長) 浅野 實澄君

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

本日の会議に付した案件

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三

号)

〔砂原通信委員長、委員長席に着く〕

○砂原委員長 これより通信委員会、物価問題等

に関する特別委員会連合審査会を開会いたしま

す。

先例によりまして、案件所管委員会の委員長で

あります私が委員長の職務を行ないます。

郵便法の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一

部を次のように改正する。

第十六条中「第一種乃至第五種」を「第一種郵

便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵

便物」に改める。

第十七条第一項第一号中「四十五センチメー

トル」を「四十センチメートル」に、「三十センチ

メートル」を「二十七センチメートル」に、「十

五センチメートル」を「十センチメートル」に、

「六キログラム」を「四キログラム」に、「第三種

乃至第五種」を「第三種及び第四種」に改め、同

項第二号中「百五十センチメートル」を「一メー

トル」に改め、同条第二項ただし書中「十センチ

メートル」を「十二センチメートル」に、「四セン

チメートル」を「六センチメートル」に改め、同

項第一号中「十二センチメートル」を「十四セン

チメートル」に改め、同項第二号中「十二セン

チメートル」を「十四センチメートル」に、「七セン

チメートル」を「九センチメートル」に改める。

第十九条中「書留」の下に「(第五十八条第五項

の規定によるものを除く。)」を加える。

第十九条の二第一項中「郵便切手つきの通信用

紙」を「郵便書簡」に改め、同条の次に次の二条

を加える。

第十九条の三(小包郵便物の料金の免除) 郵政大

臣は、天災その他非常の災害があつた場合にお

いて、必要があると認めるときは、省令の定める

ところにより、当該災害地の被災者の救助を行

なう地方公共団体又は日本赤十字社にあつた救

助用物資を内容とする小包郵便物の料金を免除

することができる。

第十九条の四(郵便書簡等の交換) 郵政大臣は、

省令の定めるところにより、料額印面のついた

郵便書簡又は郵便書簡で、料額印面以外の箇所

につき、これを汚染し、その一部をき損し、印刷

を誤り、又は書損じをしたものについて、これ

をその料額印面にあらわされた料額に相当する

額により郵便書簡、郵便書簡又は郵便切手と交

換する。

前項の規定による交換を申し出る者は、省令で

定める額の手数料を納付しなければならない。

第二十一条第一項第二号を次のように改める。

二 郵便書簡

第二十一条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、第二種郵便物、

第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しない

もの

第二十一条第二項を次のように改める。

第一種郵便物(郵便書簡を除く。次項におい

て同じ。)で左の条件を具備するものの料金は、

重量二十五グラムまでのものにあつては十五

円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでの

ものにあつては二十円とする。

一 その表面及び裏面が長方形で、その長方形

の大きさが長さ十四センチメートルから二十

三・五センチメートルまで、幅九センチメー

トルから十二センチメートルまでの郵便物であ

つて、その厚さ及びその他の形状が省令で定

める基準に適合するものであること。

二 重量が五十グラムをこえないものであるこ

と。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差

出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所

以外の事項を記載し、又は他の物を添附しな

いものであること。

四 受取人の氏名及び住所又は居所の全部又は

大部分をかなの活字で記載するものにあつて

は、省令で定める記載上の要件を備えるもの

であること。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するものの以外のも

の料金は、重量五十グラムまでのものにあつ

ては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラ

ムまでのものにあつては五十グラムをこえる五

十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出

した額を二十五円に加えた額、重量五百グラ

ムをこえ一キログラムまでのものにあつては二

百円、重量一キログラムをこえるものにあつて

は一キログラムをこえる一キログラム又はその端

数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に

加えた額とする。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するものの以外のも

の料金は、重量五十グラムまでのものにあつ

ては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラ

ムまでのものにあつては五十グラムをこえる五

十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出

した額を二十五円に加えた額、重量五百グラ

ムをこえ一キログラムまでのものにあつては二

百円、重量一キログラムをこえるものにあつて

は一キログラムをこえる一キログラム又はその端

数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に

加えた額とする。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するものの以外のも

の料金は、重量五十グラムまでのものにあつ

ては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラ

ムまでのものにあつては五十グラムをこえる五

十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出

加えた額とする。

郵便書簡は、郵政大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、発行し、その料金は、十五円とする。

郵便書簡は、省令で定める場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添附し、又は原形を変えて差し出すことができない。

前項の規定に違反して差し出された郵便書簡は、省令の定めるところにより、第二項又は第三項に規定する第一種郵便物として取り扱う。

第二十二条第二項中「五円」を「七円」に、「十円」を「十四円」に、「六円」を「八円」に改め、ただし書を削り、同条第五項中「これを」を「省令の定めるところにより」に改める。

第二十三条第四項ただし書中「重量百グラム又はその端数」とに「二円」を「重量百グラムまでのものにあつては三円、重量百グラムをこえるものにあつては百グラムをこえる五十グラム又はその端数」とに「一円の割合で算出した額を三円に加えた額」に改め、同条第五項第二号中「二箇月」を「三箇月」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 毎月三回以上発行するもの(前号に掲げるものを除く。) 二箇月

第二十六条第一項第四号中「根、樹皮及びきこので栽植又は培養の用に供するもの」を「若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するもの」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 學術に關する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する學術に關する刊行物(郵政大臣の指定するものに限る。)を内容とする郵便物で、発行人又は発行者はさき人から省令の定めるところにより差し出されるもの

第二十六条第二項第二号中「前項第四号から第六号まで」を「前項第四号及び第五号」に、「二

円」を「六円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第六号に掲げるもの

重量百グラム又はその端数ごとに

第二十七條を削り、第二十七條の二中「第五種郵便物」を「第一種郵便物(郵便書簡を除く。)」に、「前条第二項」を「第二十一條第二項及び第三項」に、「重量五十グラム又はその端数」とに「八円」を「同条第二項に規定するものにあつては重量二十五グラムまでのもの十二円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのもの十六円とし、同条第三項に規定するものにあつては重量五十グラムまでのもの二十円、重量五十グラムをこえ百グラムまでのもの二十八円」に改め、同条第一号中「以下同じ」を削り、「若しくは名古屋市」を「名古屋市若しくは北九州市」に改め、同条第四号中「内容」を削り、同条を第二十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十七條の二(第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例) 郵政大臣は、左の条件を具備する第一種郵便物(郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。又は第二種郵便物(料額印面のついた郵便書簡及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定による選挙運動用の通常葉書を除く。)の料金については、その合計額(第二十一條第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総額を乗じて得た額をいう。)につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の十(往復葉書にあつては、百分の五)に相当する額をこえない範囲内において、これを減額することができる。

一 郵便物の取扱量が大量であり、かつ、その取扱量が時期により変動する郵便局で、郵政大臣が指定するものに差し出されたものであること。

二 同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一のものを同時に三千通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

第二十八條の見出し中「第三種乃至第五種郵便物」を「第三種郵便物及び第四種郵便物」に改め、同条第一項中「第四種郵便物及び第五種郵便物」を「及び第四種郵便物」に改める。

第二十九條ただし書中「但し」の下に「第二十一條第二項に規定する第一種郵便物、郵便書簡又は」を加え、「これを」を「省令の定めるところにより」に改める。

第三十二條第二項中「郵便葉書」の下に「及び郵便書簡」を加え、「その印面」を「料額印面」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により郵便物の料金及び特殊取扱の料金を後納する場合においては、省令の定めるところにより、これらの料金以外の郵便に關する料金についても、後納することができる。

第三十二條の二第二項中「配達」を「交付」に、「二円」を「省令で定める額」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十五條中「郵便葉書」の下に「若しくは郵便書簡」を加える。

第三十八條第三号中「当該郵便物の料金」の下に「(当該郵便物が第二十七條の二の規定により料金の合計額を減額された郵便物である場合には、これに係る既納の料金の合計額を限度として、当該減額がなかつたものとした場合における当該郵便物の料金)」を加える。

第四十四條第三項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号イ」に改める。

第五十條に次のただし書を加える。

ただし、郵政大臣は、郵便私書箱を使用する者で、その使用につき省令で定める特別の条件をみたすものについては、当該使用料を免除することができる。

第五十二條第二項中「郵便物は」の下に「第二十一條第六項」を加える。

第五十三條第一項第一号中「第五種郵便物」を「第一種郵便物」に改め、同条第二項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号イ」に改め、同条第三項中「料金が未納又は不足であるもの」を「左の各号に掲げる郵便物」に、「その不納金額の二倍に相当する額」を「当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の二号を加える。

一 料金が未納又は不足である郵便物
その不納金額の二倍に相当する額

二 第十九條の規定に違反して差し出された郵便物

第五十八條第六項第一号イに掲げる書留料の二倍に相当する額

第五十八條第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「千円」を「三千円」に改め、同条第五項を次のように改める。

郵政省は、第一項の規定によるものほか、左に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合に於ては、二千円を限度とする実損額を賠償する書留の取扱いをする。

一 現金又は第十九條に規定する貴重品を内容とする郵便物

二 引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換又は特別送達の取扱いをする郵便物

第五十八條に次の一項を加える。

書留料は、左のとおりとする。

一 第一項の規定による書留とするもの
損害要償額が三千円以下であるもの

イ 通常郵便物にあつては六十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額
損害要償額が三千円をこえるもの
通常郵便物にあつては三千円をこえるもの

二千円又はその端数ごとに現金を内容とするものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した額を六十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

二 前項の規定による書留とするもの

通常郵便物にあつては五十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

第六十条第一項中「他の郵便物」を「これと同一の種類に属する他の郵便物で速達としないもの」に改め、同条第二項中「重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに」を削り、同条第三項を次のように改める。

速達料は、通常郵便物にあつては重量二百グラムまでのもの五十円、重量二百グラムをこえる五百グラムまでのもの七十円、重量五百グラムをこえる一キログラムまでのもの百円、重量一キログラムをこえるもの二百円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める。

第六十条第四項中「前項」を「当該郵便物」に改める。

第六十一条第二項中「書留」の下に「(第五十八条第五項の規定によるものを除く。以下この章において同じ。)」を加え、同条第三項中「六十円」を「七十円」に改める。

第六十二条第四項中「六十円」を「七十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第六十三条第三項中「六十円」を「百円」に、「三十円」を「五十円」に改める。

第六十四条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「六十円」を「八十円」に改める。

第六十六条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第六十八条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第一号中「書留」の下に「(第五十八条第五項の規定によるものを除く。次

号において同じ。)」を加え、「千円」を「三千円」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十八条第五項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

二 千円を限度とする実損額

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第十七条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 昭和四十四年一月一日前に差し出された郵便物に係る大きさの最小限の制限については、なお従前の例による。

4 昭和四十三年十二月三十一日までの間に差し出される第一種郵便物についての改正後の第二十一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「四センチメートル」とあるのは「十二センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七センチメートル」とする。

5 この法律の施行前に差した第三種郵便物の認可の申請に係る認可をし、又は認可をしない旨を通知すべき期間については、なお従前の例による。

(郵便法の一部を改正する法律の一部改正)

6 郵便法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第九十三号)附則第二項中「当分の間」を「昭和四十二年十二月三十一日までの間」に改める。

理 由

郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため郵便物の種類体系等を整備し、及び郵便に関する料金を改定するとともに、被災地あての小包郵便物の料金の免除、書留の場合における郵便物等の交換、書留制度の内容の拡充等を法定してサービスの改善を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

便に関する料金を改定するとともに、被災地あての小包郵便物の料金の免除、書留の場合における郵便物等の交換、書留制度の内容の拡充等を法定してサービスの改善を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○砂原委員長 本案については、本会議における趣旨説明によりその内容はすでに御承知のことと存じますし、さらにお手元に配付してあります資料によって御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、本日二八・八%の値上げを含め、郵便料金の改定の問題と物価の問題に関連をいたしまして、逐次数点にわたりますて質問をいたしたいと思つてございます。

このたびに改定された資料によりますと、郵便料金の家計の中に占める割合は、三十八年度の指数にいたしまして〇・一四%という数字が出ています。わけでございます。なお、消費者物価のウェイトをとつてまいりますと、これは〇・二%という数字に相なつております。その割合からいいますならば、物価の上昇に寄与する割合というものはきわめて低いものがある、こういうふうなことで、家計に及ぼす影響というものはほとんど直接的にはあり得ない、こういうふうな立場に政府は立つておられるだろうと思つてございます。しかしながら、国民に与える一連の公共料金の引き上げの影響度合いというものはきわめて大きなものが心理的にあらうと思つております。そういう立場から郵政省が提出されましたこの郵便物の業種別の一過当たりの損金比較におきまして、黒字をあげて立場にあるのではないかと、やはり原価主義の考え方に基づいてまいりますならば、どうしてもそういうふうな必要やむを得ないものは別といたしまして、値上げをしなくてはならぬわけでありまして、しかし黒字を出し、将来

においても黒字の見込みであるという部門につきましては、これをこの際値上げするということをおやめになるのが正しい考え方ではないかとおもいますが、例の郵政審議会の近代化委員会の答申によりますと、総括原価主義ということであるからこの郵便物の業種別一覽表を損益比較で計算をしてまいりますと、消費者であります一般国民が日常生活に必要に応じて使っております通常の郵便物については、値上げをする根拠というものがほとんどないのではないかと私たちは見るのであります。これにつきましては、どういう考え方です。今回この平均二八・八%の値上げを提案されたものか、この際承つておきたいと思つてございます。

それと、通常郵便の特殊取り扱い料金の中におきまして速達料を特に取り上げておいてになるわけでございますが、この内容を見てまいりますと、第一種にいたしまして第二種にいたしまして、いずれも新しい規格に基づいてそれぞれ料金の二十五グラムあるいは五十グラムという単位が設定されておるわけでありまして、ところが、この特殊通常料金の中には、今回の法律改正によりまして、重量によりまして段階ごとに四つの種目に分けておいてまいります。その最下位の単位というものは二百グラムというところに相なつております。しかし、普通出される速達の形態というものは、いわゆる第一種の郵便物等につきましてはやはり二十五グラム以下、あるいは五十グラム以下というものが多数を占めておるのではなからうかと思つております。そういう立場から普通速達の料金の原価計算を見てみますと、今日においても黒字である。そういう状態であるにもかかわらず、五十グラムというふうな最低の単位を設定せずに、一挙に二百グラムという最低の単位に引き上げておいてまいります。これは重量によつてその取り扱い料金を異にしうという考え方に基づけば、当然そういうふうな単位の設定にあたりましては、国民の利便という上から

成立をいたしました。そういうような面から考えてまいりますと、郵政当局においていま事務レベルの間において処置しておられる問題は、これは予算を伴う問題が相当出てくると思うのであります。そういうような点から考え、なお運輸省の航空局の方針というものを考えてまいりますと、いま大臣が今後において極力努力をされるということでございますけれども、その見通しというのは四十一年度においては非常にむずかしいのではないかと、率直なところ私はそういうように考えるのでございますが、大臣はそれについて見通しは明かいという自信をお持ちでございますか。

○郵政大臣 決して完全な状態にはいかないと、思いますけれども、それにこれは経過から申しまして、初めは郵政省自身が航空機を——予算がきまりますまでの段階でございましたが、航空機を持つこと、こういうことも考えました。しかしこれはいま村山さんがおっしゃいましたように、郵政省自身が航空機を持ってそれを管理いたしてやっていくという段階には、どうもいま御指摘のように航空行政とのからみ合わせから見まして時期が早いようである。チャーターいたしました二、三年の模様を見まして、それからチャーターを続けるほうがいいのか、航空機を持つほうがより能率的なのか、その判断はもう少し先に延ばすべきだというように考えましたのは、ただいま御指摘のように航空行政との関連で考えました。ただ私も——将来だんだん整備はしてまいらなければいけないと思っておりますけれども、十月一日からは、一、二を除きましては可能である。そしてしかしそれをやってみまして、そこから今度はさらに付近に送達いたしますなり等については研究しなければいかぬ部分がまだまだあるようでございますが、とにかく航空機に搭載して送るといふことは可能だといふことはつけておる次第でございます。

○村山(喜)委員 私ここで藤山経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、四十一年度の経済見通し、

そして経済運営の基本的態度を昨年の暮れにおきめになったのでありますが、そのときには鉄道運賃や私鉄の運賃の値上げはその見込みの中に当然計算の基礎として入れておいでになったのでありますけれども、郵便料金の値上げは当時においては予定をされていなかったと思うのでございますが、とするならば、この郵便料金の値上げに伴います経済上の諸指数においての変化というものがどういうふうにあらわれてくるという考え方を立てておられるのか。この点についてはやはり経済の見通しとの関係において郵便料金の改定の結果がどういう指数としてあらわれてくるという一つの見通しを経済企画庁としてはお立てになっていると思っておりますが、その点から説明を願っておきたいのでございます。

○藤山(喜)大臣 郵便料金の値上げの問題は実は昨年の秋からいろいろ郵政省御当局におきまして問題にされておりました。したがって、予算上の問題もございまして、われわれとしては昨年の暮れから国鉄料金その他とあわせて考えておったわけでございます。そしてそれはCPIに対しては〇・六ぐらいの影響でございまして、いわゆるCPIに対する影響としては非常に微弱なものでございます。したがって他の物価、生鮮食料品とかその他のものと比較しますとCPIに對するウェイトは非常に低いものでございまして、そういう意味においてわれわれは五・五％と予想いたしましたときには、郵便料金の値上げというものは考えに入れておりますけれども、数字的にさしたる——それがCPIに対して大きな影響を与えるというよりも、他の諸物価の値上げの方が大きなウェイトで動きますから、そういう考え方のもとに今日五・五％を考へております。

○村山(喜)委員 CPIに對するウェイトはなるほど低いと私も思うのであります。しかしながらそれは郵便料金が占める家計費の中の割合が低いということからくるわけでありまして、問題は、それに対する国民の物価上昇に対する公共料金政策をめぐめる心理的影響というものが重大であらうと思つております。五・五％の範囲内にとどめたいという努力目標というものは設定をしておられる。しかし片一方においては米価をはじめ諸公共料金の値上げが次から次へ打たれてくる、その中において五・五％というものを確保するのは、これは非常に問題があらうかと思うのであります。その心理的影響というものをどういふふううに経済企画庁長官は把握をしておいでになるか。これはきわめて客観的にいふ問題であらうと思つておりますが、国民の中に与える影響というものはきわめて大きなものでございまして、この点は、きのうも物価特別委員会におきまして参考人に来ていただいたいろいろな世論の動き等を調査したものを聞いたのであります。その中の六四％は、都市部において物価の上昇が引き起こっているのは政治が悪いのだ、こういうふうなものが率直な大衆の世論としての統計の数字であらわれているという報告を聞いたのであります。そういう点からまいりますと、佐藤内閣の物価に対する政治の姿勢というものが国民に大きく非難をされておる、こういうことを私は率直にこの数字が物語るものではないかと思つております。そういう立場から国民に与える影響というものを藤山長官はどういうふうに把握をしておいでになるのか、お答えを願つておきたいのであります。

○藤山(喜)大臣 公共料金の値上げというものは、国民のいわゆる物価あるいは生活に対する心理的影響が相当あるといふことは、私も十分考へていかなければならず、また考へておるところでございます。しかししたとては郵便料金の値上げ、いま申し上げましたように〇・六程度のことでございまして、具体的な影響からいへば他の物価の値上げと比較して国民の心理的作用は少ないと思つております。まあ公共料金の中でも運賃その他に比べれば心理的影響というものは比較的少ない。ただこれは個々の家庭から申しますと、はがき等につきましては、やはりすべての階層がこれを使用するといふようなことでございまして、その意味において心理的な作用もあり得ると思つております。

です。それからわれわれとしてはそういう点に十分な注意をして、郵政省がこれらのことをおきめになるときに、そういうような問題については十分留意をして、そして料金の値上げをきめていたいただきたいということを申し上げて、そして現在のような決定をみたということでございます。

○村山(喜)委員 郵政大臣にお尋ねいたしますが、五カ年間郵便料金は値上げをしないということを言明しておられるわけでありまして、四十五年には今度の料金改定によりましても収支がトントンになる、こういう説明を聞くのであります。この中における人件費の見積もりが初めの二年度においては七割ずつ見込まれておる、こういうふううに承るのであります。その後三年間におきましては、人件費の伸び率は五割ということにとどめておられるように承るのであります。それは、それは事実でございまして、

○郵政大臣 大体その後の物価が安定をしてまいりました場合には、現在のところ五割で足りるもの、こういうふううに考へて一応の計画を立てております。

○村山(喜)委員 四十四年と四十五年度においては、物価の上昇が政府の計画どおりにならばということ、それを織り込んで五割の上昇ということにとどめてある、こういうふううに承つてよろしゅうございまして、

○郵政大臣 さようでございます。

○村山(喜)委員 そこで、藤山長官にお尋ねいたしますが、この物価と賃金との相関関係、経済の不況が訪れた、賃金の上昇率が鈍つてくることは事実でありまして、しかしながら、経済が不況に傾いてまいりまして、その中においては春闘との関係が当然出ておりますように、賃金の上昇に対する傾向というものは、これはやはりそこにある函數関係をもつて設定のできないのが今日の日本の賃金水準の上昇率だと思つております。そこで、物価が五・五％から三・五％、その次は一・五％、こういうふううに消費者物価が沈滞をしていく、そこにはもちろん経済の安定成長

というものをとらなければならぬでありまして、この郵政省の考え方の中には、初めの三年度においては賃金は定昇とベース改定分七割ずつ織り込んである。しかしその後においては五割ずつ織り込んでおるといふ考え方なのであります。とするならば、物価がそういうふうにならないうるならば、賃金についての上昇を抑えていくという所得政策、こういうふうなものが中に内蔵されているのではないかと私は思うのであります。いわゆる景気の上昇と賃金との関係においては、そういうきわめて強固な関係にとらえ方というものはできないのが、今日の日本の経済の実情ではないかと思うのであります。そういうふうなところを方をして差しつかえないのかどうか。郵政大臣の説明を聞きますと、そういうふうな構想が入っているようでございますが、これに對しての経済企画庁長官の御見解を示していただきたいのであります。

○藤山国務大臣 御承知のように、普通の状況でございますと、景気が悪くなれば賃金が下がる。あるいは物価も下がるといふのが現象だと思いますが、日本の現状におきまして、景気が悪いにもかかわらず物価が上っているという状況が起つてくる。したがって、物価が上っているだけ景気が悪くても、ある程度賃金を見なければならぬという現象もござります。そこで、たとえば将来物価が安定してまいることになりますと、やはり日本経済全体を考へてまいりますれば、おのずから国民の生活を向上させてまいりまして、おそれる働いている方々も年々向上していく中において物価の騰貴をカバーする必要がある程度になつてまいりますと、実質的には相当な賃金水準が上がついていくことになるのでござりますから、必ずしも名目における賃金だけを働いていらつしやる方々も要求されなくともいいというふうな、大きな情勢の中で問題が考えられると思ひます。ですから、物価が安定したからすぐに賃金が押えられるのだという関係は私も認めておりませんけれども、大きな流れとしては、そういう

ようなことによつて毎年上るにいたしましたとしても、上がり方が物価の上がつたときよりも少なくても実質的にはいいのだ、そして年々向上していくのだということに相ならうかと思ひます。ですから、物価があれだから必ず下げて押さへるのだという考え方は、むしろ政府にも民間の場合の労働争議その他に對して介入はいたしておりませんし、考へてはおりないのでござります。したがって、大きな線から見ると、若干の低下を考へてもそのことと自身が押さへるという意味でないことは、御了承いただけたと思ひます。

○村山(喜)委員 そこで、藤山長官のお話のとおりであらうと思ひますが、そのためにはやはり一つの長期の経済見通しというものが前提として出てこなければならぬ。少なくとも安定成長の将来の見通しというものがなければ、そういうふうな構想というものは生まれぬと思ひます。ところが政府は中期経済計画を直直しをしなければならぬということ、前のものは御破算にされた。いま経済の長期的な見通しについては作業中だと承つております。とするならば、昭和四十四年なり四十五年の、そのころにおける安定成長率をどのように踏まえておられるのか。その中からやはり五割という賃金の上昇というものが生まれてきていふものと私は思ひます。ありますが、それとの関係はどういふふうな説明がされますか。これは主管大臣のほうから御説明をいただくなりあるいは藤山長官のほうから、経済の長期見通しでござりますので説明を願つておきたい。

○藤山国務大臣 長期見通しとして、私どもは見通しというよりもむしろ安定成長の線に経済を持っていかなければならぬ。したがつて見通し等につきましても、そういう見通しをつくりまして、そしてそれが実現するよう、内部の諸指標に合つていくように、各省の施策を進めていかなければならぬ。そこで七・五割の成長が高いか低いか、安定成長の問題になつてくると思ひます。さしあたり景気を回復してまいります上において、

七・五割くらいな刺激がなければ私どもはいかぬと思ひます。しかしその後の、それでは七・五割がどうかといへば、私は、日本経済というものがまだ欧米の経済よりも若さを持つておると思ひます。そして国民全体の意欲もござります。したがつて、他の国からいへば四割前後が安定成長だといふところもござりますけれども、そういう意味からいって、他の国より若干高目に見ておいても差しつかえないのじゃないか。しかもたとへば七・五割というより二、三年の見通しの中で、いま起つておりますような、たとへば格差が非常に起つてくる。同じ成長の中でも格差がそれぞれ是正されたような並行的なことで進んでまいりますれば、若干高目であつても安定成長と言へると思ひます。低目であつても、中小企業と大企業との格差が拡大していくようなことでありますれば、私どもの言つております安定成長にはこれはならぬと思ひます。ですからできるだけ中小企業と大企業の格差を直すあるいは地域的な格差を直す、農村と都市との格差を直すような政策を織り込みながらやつてまいりますれば、欧米諸国と違ひますので、七・五割が高いという御議論もござりますけれども、そのくらいなところを目標にしてまいりまして差しつかえないのじゃないかというふうな考へておるのでござります。そういう関係から言ひまして、それが国民生活の面にどういふふうになつていくかといへば、安定成長してまいりますような形になれば、今日の物価問題のおもな原因というものは、格差の上から出てくるものがたくさんあるといふことは御了解いただけると思ひます。そういうものを直していけばおのずから物価も基本的に安定していく。ただその場合の物価対策としては、急激な需要の増加、たとえば肉を非常に食べるようになった、牛肉を食べるようになった、それがまだ十分増産されていなければ、緊急輸入等をやるといふような、需給関係の調節といふことが非常に重要な問題になつてくる、こういうようなことであらうかと私は考へております。

○村山(喜)委員 そういたしますと安定成長を七・五割の一つの指数といふものを目標にして三、四年間くらいはやられる、その後においてもその基調はやはり續けていくのだ、こういうふうな承つて差しつかえございませんね。

○藤山国務大臣 いま申し上げましたように、私は日本経済がまだ若い、国民も意欲がござります。欧米の国民生活の水準からいつても、日本はまだベネズエラの次で二十一番目くらいでござりますから、もつと上げていかなければならぬと思ひます。経済活動が相当活発であつてもしかるべきだと思ひます。しかしこれらの問題は、貿易関係、産業経済の関係から見ると七・五割が少し低いからもう少し上げるのか、あるいは安定成長であつてももう少し六割前後に落としていくのか、そういう問題は、そういう時期に至る過程においてわれわれが十分検討してまいらなければならぬ問題だと思ひます。

○村山(喜)委員 郵政大臣にお尋ねいたしますが、いま藤山長官は、経済の事情の変化に對する姿勢はあり得るとしても、私承りますと、基本的にはそういうような安定成長の路線に従つてやるのだ、こういうような考へ方になつたのは、やはりそれと同一ような考へ方といふものに立つて七・五割なりといふものを想定された、こういうふうな承つて差しつかえないと思ひますのでござります。いかがでござりますか。

○都国務大臣 私のほうで今後五カ年間の収支の見込みを立ててまいりました場合に、現に政府部内において今後の動向等についていろいろ検討もされておられる際でもありますので、たとえば物の伸びにいたしましても、過去の経験の伸び率から見ればはるかに多い物の伸び率を見得ますけれども、それにもかゝり低く押えております。また人件費につきましても、御承知のように三十六年だかのベースアップは確かにたいへん高いものがござりました。しかしその前におきましては、それは

ど高い率も示しておりません。したがって、人件費においても四十四年、四十五年と比較的低位に見えけれども、物の伸びもさらにもう少し期待できるんじゃないだろうか。そして物の伸びによって過去の収支のささえられた部分がありますので、郵便事業の収支の見直しを立てます場合には、人件費と物の伸びと両方を考えながら一応計画を立ててみる、そしてそれでとにかく全部収入の状況と支出の状況を見てたえ得る料金の引き上げをいたした、こういうぐあいに御理解を願いたいと思います。

○村山(書)委員 私はその問題を取り上げましたのは、いま説明がございました景気の変動に伴ういわゆる物数の伸びの見通しの問題、これに關係がは出てくるわけでありまして、四十一年度の総物数の伸び率は五・三％に押えておられる。しかし昭和三十八年度をピークにいたしまして、だんだん伸び率が低下している、こういう事情があらうかと思ふのであります。とするならば、将来の伸び率を期待するという郵政大臣の説明ではどうもはつきりそのあたりがいたさないで、そこでやはり料金をこういふに提示をしておいて、これはお立場からは、当然景気との相関關係といふものを把握をして、その伸び率なりあるいは物数の各種目ごとの変化といふものの対応を織り込んで、そうしてそういうような手摺の上に立つて提案をしておいておられると思ふのであります。その総物数のいわゆる伸び率の關係と、景気の変動との關係はどういうふうにとられておられるのか、その点を説明を願っておきたいのであります。

○郵務大臣 物は確かにマクロ的にと申しまするか、全体を見まして従来の郵便の収支をささえてきた原因に物の伸びが考えられますが、もちろん原価をはるかに割るような遠隔の地もあるわけでありまして、そうしたものを全部に觀察いたしまして、従来七％以上の伸びを示してまいりましたところが昨年の状況あたりになりますと、予想以上の伸びを示しておりませんでした。これはややや

特殊の現象でありますから、必ずしも景気に影響がないとは思いません、思いますが、それと、各国の例を見ても、郵便物というものの伸びは必ずしも景気の動向等にそう響くものではなくて、もちろんアメリカのような国民一人当たりの物数の非常に高くなりまして、これは、純化の現象を示しておりますけれども、日本の物数はまだ全体から見れば低いものであります。個人差は出し、団体差は出しそれぞれについて見ても、まだまだ伸びていかなければならぬのじゃないだろうか。したがって、四十一年度では一応伸び率を見まして、料金改定あるいは年賀はがきの高くなりまして等のための減率などを見まして計算をいたしましたけれども、私は郵便物全体の動向から見まして、今後収支に見込んでおりますよりもさらに強い伸び率を示していくことは期待されるのじゃないだろうか。これは郵便物というものの一つの傾向でございます。したがって、ないというところは申しませんが、景気の影響といふものは比較的少ないのじゃないだろうか、そういう種類の事業と考えてよろしいのじゃないだろうか、こんなぐあいに私考えております。

○村山(書)委員 景気の動向にあまり影響されなというお見通しでございますが、このたびこのダイレクトメールを五種から一種にされる、こういうようなことによりまして、また料金が改定をされるというので、大体二倍から三倍半くらいに引き上げられるとすれば、当然商社關係の場合におきまして、デパートあたりにおいてもこれに対応する対策を考えているに違いないと思ふので、そこであなの方としては、結局六億通に及ぶところのこういうようなものについて、減るといふ見直しをお立てになつておられるのであります。やはりこれは料金改定の問題に伴う減耗率でありまして、それと同時に、やはり景気が悪くなればそれだけダイレクトメールを使います宣伝の方法も再検討をしなければならぬという關係も私は入つてくると思ふのです。ですからそういうよう

な点から、この料金改定に伴う減耗率というものは、年賀はがきにおいて六％、小包において四％、通常郵便物において一％という見直しをしておいてなるわけでありまして、しかしそれと關係なしに、やはり景気の変動に伴うものが見込まれなければならぬのではないかと、これが従来までは七％の伸び率を示していたものが、今回は五・三％というふうには押えなければならぬ。そういうものがこの数字の上にあられてきていて、これはないかと思ふのであります。将来はそういうようなものは關係ないという説明はどうも納得できないので、その關係の説明を願っておきたいのであります。

○郵務大臣 お話のように、料金の改定をいたしました定形、非定形というぐあいに分けて、従来の第五種にあたる非定形を一種に入れましたために、非定形の定形化ということが起こつてまいと思ふ。したがって、これは差し出すほうで、ことに団体差出しのほうでいろいろなふうがされるということが考えられますので、その点は、よくこれからの動向は気をつけて見ていかなければならぬ、したがって、今年における減少率をある程度手はたく見ておる次第でございます。ただし、年賀状のように、これは昨年末でも十五億通というふうな数になりましたので、郵便業務の上に非常に影響いたしますから、いろいろな方法で見当をつけております。まだ非常に大量觀察的なものでありますけれども、大体年賀状は従来のようにふえるという傾向はとらないが、同じくいろいろの年賀状がやはり出されるのじゃないかというふうなことがいろいろと見当をつけられております。したがって、大体この五カ年計画を立てますときには、いままでのような伸び率を可及的に押さえるには見ておられますけれども、大量的に觀察をいたしますならば、もちろんこれについてはサービスの向上ということが一方では非常に必要だと思ふ。そして郵便物の物の増加を維持していくような、あるいは期待するような方法をとらなければならぬと思つております。

過般イギリスの郵政大臣が参りましたときも、郵政事業のくふうは物をふやして——そのことばかりかどうか知りませんが、その文化の狀態と郵便物の数とは比例するのだということを國民に訴えているのだというふうなことを聞いたのであります。まだいまの日本の郵便物九十億程度の状況というのはいさな強い伸びを期待しているのじゃないか。それにいたしまして、いまおっしゃいました種類体系の中でも移っていくというのはいさな考慮をしなければいけないことだと思ふ。

○村山(書)委員 そこで、若干の経過措置は講ぜられてはおりますが、物価に及ぼす影響の問題といたしまして、間接的な問題でございますが、例の封書の定形化に伴いまして、現在八センチ五ミリのこの規格型によりまして封書が相当業界にはストックとして存在をしている。これはわれわれも使っている封書であります。しかし、これは今後非定形になるわけでありまして、大体若干の経過措置として準備はされておるようでありまして、これは手によって封筒をつくるわけでもないだろうと思ふので、当然機械の入れかえとかそういうようなものを措置しなければならぬ問題が中小企業界のほうに波及すると思ふのであります。そういうものに対する配慮はどういうふうにしておいてなるのか、お伺いしておきたいのであります。

○郵務大臣 その点は確かに中小企業者に対する大きい問題だと存じます。それでこの万国郵便連合会議で、かつ今後四年先に参ります大会議で、それぞれに決定をいたすわけでございますが、その準備の段階で通産省ともよく打ち合わせをいたしまして、一体どういふ見込みだろう。ところがJIS規格をきめまして、その後規格外の製造をいたさずにおる。したがって、あの経過期間はやや長きに失しはしないだろうか。むしろ業界としてはそれで早く移つていったほうがいいように思ふのだというふうな話もございました。しか

し、私どもとしては、そこはやはり製造はしないでも、ストックはあるはずだから使えないということはないが、使った非定形になる、それはいけないから、大体ゆとりを見まして、支障のない手持ちのものも出尽くすというぐあいに考えてみる期間というのをとったつもりであります。これは通産省等その直接の関係省との間でもかなり相談を尽くしましてきめた結果でございます。

○村山(喜)委員 最大と最小の規格を設定してUPUの規格に合わせる、こういうことでございしますが、結局その最大のほうは問題に別になしたとして、最小のほうで機械化するためにそういう定形を考へる。その場合に、いままでは封筒にいたしましても小さな型のものがあつた。そういうものが今後は非定形として扱われるわけでありまして、今度形が大きくなる。大きくなることによりましてその封筒をつくる用紙、こういうものもまた余分に要するということになる。それに伴う封筒等の料金の値上がりについてはどういう見込みを立てておいでになりますか。

○郵務大臣 私の承知しておりますところでは、小さい封筒、むしろこれは小売り値で高くなりまします。それから、わりに高いほうの傾向をとつておる。それからいままではどんなものでも扱うからしておつたけれども、今後これは郵政省の責任としてそういうものを製造される方にも利用される方にも周知徹底しなければいかぬと思うのでございしますが、これを十分徹底すればむしろ定形化したほうが製造するほうも簡単でありますから、利用される人の心理的な好みというものはあるにしても、製造の原価のほうはむしろ小さいのをやめにしたから値に響くということなしにやつていけるのではないかと、うまいに私は承知しておりますが、その点の周知の方のほうは十分これからも努力いたします。

○村山(喜)委員 最後にお尋ねをいたしたい点は、今回學術に関する団体が発行するものについては特別の低料金で差し出すことができるようにしようというところでございます。そこで學術に関する

団体とは一体どういう団体であるのか。學術というものは學問研究のことだ、こういうふうに辭典にも書いてあります。この學術に関する団体というのは郵政大臣が指定をするようになっておるわけでございますが、學術教育というこの不可分の関係の団体がございします。そこで、この範疇を広げていきますと際限がないし、また學術団体とは一体どこで決定をして、それを郵政大臣が指定するといふ運びに持つていかれるのか。日本學術會議、あるいは日本學士院、あるいは民間の學術研究機關の助成に関する法律等もございします。そういう立場から考へてまいりました際に一体どういふ範疇をお考へになつておるのか。これは郵政大臣の指定の権限でございします。この点については明らかにいたしておきたいのでございします。

○郵務大臣 必ずしも日本學術會議の意見を聞くとか、どの団体というぐあいは考へておりませんけれども、やはり學術關係でありますから、文部省の省としての意見でございしますとか、あるいは文部省關係の機關でございしますとか、その意見を聞いて、そして郵政審議會で決定する。そうすると、刊行いたしました人間から申請書と刊行物が出てまいります。それに基つてその団体を認めるかどうかは郵政審議會において決定をいたすが、その前の段階で、郵政審議會だけでなく、教育關係の官庁でありますとか、あるいは文部省と相談いたしまして學術會議等の意見を徴するといふような形にして慎重に扱つてまいりたいと思つております。

○村山(喜)委員 そこでお尋ねをして念を押しておきたいと思つてございしますが、文部省が御承知のように文部教訓といふものをやつております。これは相當な経費を使ひまして、文部省が教育基本法の立場から考へたら、私はきわめて不可解なやり方だと思つておりますが、そういうようなものが今日官側の指導によつて行なわれておる。ところが御承知のように日教組が二十年このかた教育研究集會をやつております。「日本の教育」といふ、關係の資料等も出して、そして定期

刊行物もございします。あるいは一年間の経過報告書もつくられております。ところが文部省のもう一つの団体として、各都道府県等にそういうような教育団体がございまして、これには文部省が一億円の補助金を出して、教育研究の補助団体を指定いたしましてやつておるわけでありまして、私は學術關係といふことに限定をして問題を処理するとするならば、日本學術會議の意見等を聞いてやつていくんだという程度において、幅を持たせることは必要だと思つておりますが、それが、文部省にあなた方が相談をする、そして學術教育といふところまで範疇を広げていくといふことになりまして、そこには非常に大きな問題が伏在をいたしておるわけです。そういうようなところまで問題を大きくされていくとするならば、學術団体とは何ぞやという問題にも關係が出てくるし、郵政でやられる問題が、教育のそれらの大きな今日の問題をその中にかかえ込んでしまふようなことになるのではないかと私考へますので、そこには明らかに眼界といふものがなければならぬ。そういう文部省のひもつきのような団体が発行をするようなものにまであなた方は考へておられるとするならば、きわめて重要な問題であると思ひますので、この際指定をされる郵政大臣の見解をお聞きいたしておきたいのでございします。

○郵務大臣 學術についての刊行物、多くのものは長期にわたつて刊行をいたしております。これらについての郵便料金を可及的低位にすることが必要であらう、こういう従来の各方面の御意向もあり、また私もさう考へまして、したがって、學術といふことに限定をいたす、いわゆる文部省の、何か広い教育といふようなことを使つておらないわけでございます。したがって、文部省の云々といふようなことは私どもは全く考へておりません。ただ一応日本學術會議の意見なら意見を聞くといひます場合に、それと關係の深い官庁と相談をしてみようといふことを申しましたわけで、直接文部省の意見を聞くといふくらいに考へて、扱つておりません。學術という

意味は教育というのではないのだといふくらいにお聞き取り願ひたいと思ひます。

○村山(喜)委員 學術會議の意見を徴してあなたの方で考へてみる、こういうふうには集約していただきたいと思つておりますが、どうなんですか。

○郵務大臣 意見を聞きまして段階としては、いまのような學術會議等に聞くといひまして、郵政省と一審近い關係ではやはり郵政審議會に適當な部會等を設けるほうがいいのだと思つております。そういう形で扱つてまいりたいと思ひます。

○森本委員 ちょっと関連して。いま村山君が言つておりますように、非常に大事な問題でありますので、「學術に関する団体がその目的を達成するため」云々とありますが、このいわゆる団体については學術會議にこれを諮問する、そして郵政審議會に諮問をしたことについては、さらに郵政審議會にかける、こういうことじゃないのですか。そういうふうにはつきりしておいてもらつたほうが、學術會議といふものは一応公式的なものでありますから、はつきりする、こう思ふわけですか。

○郵務大臣 おそらくそういう扱いかと思ひますが、私どもとしては、郵政審議會にこつた刊行物についての判断をいたす要素をもし加えることがあれば加えますけれども、郵政審議會に最終的に持つてくるその段階においては、おそらく學術會議というぐあいに考へていただいてけっこうだと思ひます。

○森本委員 おそらくというよりなやふやなことでなしに、これは速記録にはつきり残るわけでありまして、將來この運営に関しては、非常に重要な質疑応答でありますので、この「學術に関する団体」云々という問題については、これは公式機關であるところの學術會議にそれをほかり、そして最終的には郵政審議會にはかるのが當然でありますから、まず學術會議にはかつて、それをきめていただいて、そして今度は郵政審議會にはかつてきめる、こういうふうにはつきりしておいてもらいたい、こう思ふわけです。

○郡国務大臣 手続としてはつきりと郵政審議会にかけるというところはきちんとおきまして、いまの段階では、それまでにさらにどうするかというところは検討させていただきます。

○森本委員 それはやはり私はこの際はつきりしておいてもらいたいと思うのです。そうしないと、郵政官僚はそれほど悪い者はおらぬと思えますけれども、先ほど村山君が質問したように、これによって教育面に対する影響がいろいろ出てくるというところになります。これは困りますので、やはり郵政審議会に最終的にかけるといことは当然でありますけれども、郵政審議会必ずしも學術に關する問題について權威あるものとは考えられません。そういう点から、「學術に關する団体」とは一体どういふものであるかということについて、それを一応きめるということについては、日本では公式機關として學術會議があるわけでありまして、その學術會議にまずかけて、そしてその意見を聞いて、その意見を郵政審議会にかけてやる、こういうふうにはつきり筋を通した答弁をしておいてもらいたい。それを何だかばかそう、ほかそうとしておるのは、やはり最終的には郵政省が自分の思うようにしようとするのとられてもしかたがない。これははつきりと条文に載つておることでありまして、その条文の解釈をいま質疑応答しておるわけでありまして、やはり「學術に關する団体」ということについては、これははつきりと學術會議に諮問をするのである、學術會議に意見を聞いてそして正式に諮問をするのは郵政審議会でありまして、一応學術會議の意見を聞いて、それを参考として郵政審議会にかける、こういうふうに私ははつきりしておいてもらいたい、こう思うわけですが。

○郡国務大臣 私どもが考えておりますのは、郵政審議会にきちんとかける、その場合にはある一つの特定のものに限るが、幾つかの意見を聞いても差しつかえないわけでありまして、それで郵政審議会がきちんとおきめておく。その場合におっしゃるように郵政審議会の能力もありますから、どう

いうものか。その場合に日本學術會議等が權威のあるものであるということは十分認めながら扱ひをきめさせていただきます。

○森本委員 これはばやけた回答を私はやめてもらいたいと思う。こういうことでは、將來紛争になるものとす。この項については非常に重要な問題であつて、場合によつては郵政省がこれは學術である、學術でないといふことをきめることになりかねない。そういうことは郵政省としてはある程度の越權行為になると思ふ。だからそれについては、公式機關としてはつきりと學術會議といふものがあるわけでありまして、この条文にあることについては學術會議の意見を十分に徴して、そして郵政審議会にかける。その他の団体云々といふことになると、またその他の団体はたくさんあるわけでありまして、これは相當問題が大きいと思ひます。だから、ここでは、この質疑応答においては、私が先ほど来言つておきますように、この「學術に關する団体」云々といふことについては、やはり日本學術會議の意見を徴し、そして郵政審議会にかけたきめるのだ、こういうふうにはつきりしておいてもらいたい。裁量權を郵政大臣にほとんど持たれたのでは、私はかなわぬと思ひます。これはやはり大臣、ひとつ明確にしておいてもらいたいと思ふ。あなたがつつとやつていけば信用できますけれども、途中でどんな大臣が出てくるかわからぬのでありますから、そういう点については永久的に、この法文の解釈は非常に大事な問題でありますから、單に大臣のいまの考え方といふことでなしに——郵政省の官僚の諸君はそういうふうにある程度ばやかししたようにすることを望むと思ひます。何でも官僚といふものは自分の權限といふものを多く出すことを望むわけでありまして、しかし、そういうことをやらしておつたのでは切がないので、この条文の解釈については、いま私が言つたようにはつきりとした回答を大臣から得ておきたい、こういうわけでありまして。

○郡国務大臣 ものをぼんやりさせてはいけな

ことでありますから、權威のある団体の意見を聞いて、そして郵政審議会の議を経ましてということを進めさせていただきますと思ひます。

○村山(喜)委員 この日本學術會議法の第二条によりまして「日本學術會議は、わが国の科學者の内外に対する代表機關として、科學の向上發展を圖り、行政、産業及び國民生活に科學を反映浸透させることを目的とする。」そしてこれは、ただ自然科學部門だけではなくて、人文科學も含めていつてゐるわけですが、あなた方が、學術に關する団体が定期に発行する刊行物について低料金のものをサービスしようといふのは、科學振興という立場から、學術の振興という立場からお考えになつてゐるのだらうと思ふのです。さればこそ、ここにこういうような特例が設けられた、こういうふうになりますると、やはり最高の機關として法律に基づいて設定された日本學術會議の意見を聞かないで、郵政大臣が郵政審議会にはかつてやるということ、これはおかしいと思ふので、そういうふうな意味において、今日文部省と相談をされるというふうな話をさつきちりとお聞きいたしましたので、私は、學術と教育という問題にこれは關連性がありますので、その点については明確にここでしておかなければ、將來やはり大きな問題として紛争が残る可能性がありますので、明らかにしておきたいのであります。お答え願ひます。

○郡国務大臣 文部省と申し上げましたのは、そういう權威ある団体についての考え方を聞いてはみますが、その個々については別に文部省にどう相談するといふような考え方ではないと思ふことは、いわゆる教育といふものではなく、學術といつておることから當然そうなつてまゐるものだと考えます。

○村山(喜)委員 日本學術會議は文部省に所屬しておるのではありません。内閣總理大臣に所屬をしておるのですよ。だから、そういう点をはつきりしておいていただかないと困ります。その点どうなんですか。

○郡国務大臣 でありますから、機關としては郵政審議会を考慮しておりますし、したがひまして、それに、しかし、權威のある団体の意見を聞くことは必要であります。したがひまして、文部省といふ点について、もし御懸念があれば、文部省にその個々のものについてどうするかするといふ意見を聞くつもりではないのだといふぐあい御理解を願ひます。

○栗原委員 関連して。どうもはつきりしないのだけれども、それじゃ具体的に聞きますが、學術會議にはむろん聞く、こう言つておるのだけれども、學術會議だけでは言ひ切れぬ、こういうことらしい。そこで、それは學術會議以外にあるとすれば具体的にたとは權威ある団体には何があるのだ。これを明らかにしてもらいたい。

○郡国務大臣 いまここでこれをいふような例示をするものを私自身は持つておりません。おりませんけれども、しかしながら、郵政審議会にかけるときに、學術に關する刊行物を尊重するのだから何もどこでと限らないでもいいので、ただ、これがどつちかに片寄ることのないように、學術に關する刊行物ならすべて平等に扱われるということとを保障されればそれでけっこうだと思ひます。

○栗原委員 それはおかしい。それなら何も「學術」と書く必要はない。審議會で低料金でやれといふように出てきたら、みんなやってもいい。そういう議論があるなら、何も法律できめる必要はないじゃないか。「學術」と特に限つて、しかもその學術の最高のものとして法定されておる學術會議といふものがある。それでいいじゃないですか。ここはどうなんですか。

○郡国務大臣 法律は、學術に關する出版で、かつ、——おそらく、想像しておられますが、相當長期にわたる、分量といふか何と申しますか、大さき、重量も、學術でありますから普通の郵便物としては相當手数のかかるもの、それでありまして、したがつて、私は、ここで言つてお

すのは、別に決してどういふことをいたそうというわけじゃ、文部省でかつてにしようというのじやありません。ただ、法律に書いてあることにございますから、その学術という意味を最も忠実にできるやり方をする、それを正しくするということを申しておるだけでございます。

○栗原委員 それは、片一方では、先ほど来の説明の中で、文部省などというものが出てきて、学術以外に教育に關係したといういろいろな広い解釈をされる心配もある、こういう疑いを持つてゐるんだから、あなたのほうで、そういうつもりがないなら疑いを解くような方向を解釈として必要だときめたいのであつて、それを言わぬから、言わぬところを見るとますます疑わしい、こういうことになる。これは当然ですよ。その最後のところを……

○郡国務大臣 事の起こりから申しまして、いろいろ学会がある。学会で発行してゐるものというふうな考え方が事の起こりでございます。したがらしまして、私の申します意味は、権威のある団体を通して——それは、学術会議が権威のある団体であることはもちろんであります。その中でしかし必ずしもそのすべてを——むしろいまおっしゃいましたような意味合いで、これが広がることよりも、狭めていくということがこの特例の意味だと思ひます。そのような意味合いで申しておりますので、大体お尋ねのところと変わつてはいないと思ひます。しかし私どもは、そのようないふ意味合いで、広がりましてやたらにこういう低料扱いが一般の教育というふうなことになるまいせんように十分配慮してまいります。

○安宅委員 閣下。

大臣、それはたいへんなことになるのですよ。いまあなたが質問に答へてゐる間に郵務局長に聞いてみたのですが、学術会議に限らずいろいろなそういう団体から意見を聞くんだ、それから、文部省がその学術に関する所管省であるからそういうところの意見も聞くんだ、あなたのほうの事務当局はこういう考え方のようです。そうしますと、あなたは狭めるんだということを言ひました

が、狭めようとするばどの団体も——たとえば私が何かそういう機関をつくつて学術の研究を始めると。権威があるかないかというところはあなたが独自の判断でそれをきめる。あるいは郵政審議会が、あれは権威がない。安宅常彦さんという研究所というのには権威がない。そういうことになる。そういうことになれば、憲法上平等な扱いを受けないという訴訟でも起こされたりめっちゃくちゃになつて、狭められるどころかどんどん広がつていつて、この間私が質問したときに、第三種郵便物の教育関係の基準というものはあるんだけれども、私どものほうでは、そういう個人の宣伝や何かに關したものであるかどうか判定が困難でございまして、この間私が質問したときに、第三種郵便物の教育関係の基準というものはあるんだけれども、私どものほうでは、そういう個人の宣伝や何かに關したものであるかどうか判定が困難でございまして、

これがこゝにあるのですから、たいへんな大きな問題になつて、郵政省は手がつけられなくなる、これはもう火を見るよりも明らかであるが、そういうことで、片一方で締めようとするば、不公平だと言われ、そして法のもとに平等でなければならぬ、憲法違反だ、実害をこのとおりこうむつたというところでめっちゃくちゃにやられる。広げようとするばは際限がなくなる。教育の關係と学術の關係が違ふなんて、あなたはいまわけのわからぬ答弁をしておられますが、これは学術の中に教育が入つておられます。そして、教育するといふ立場じゃなくて、この団体は、教育に関する問題、それを学術的に説明をしていく団体でありましてといへば、そうであるかないかという判定は裁判所へ持つていつたつてどこへ持つていつたつてできやうもないじゃありませんか。また郵政審議会なんというもので判定などつくものではありせんや。そういうことをきつちつとするためには、そのけじめをはつきりすべきだと言われておるのが村山君の意見だと思ひます。そういう形からいへば、はつきり学術会議なら学術会議といふものを、あなたが、そこで推薦をしたものを郵政審議会にかけるといふふうにきつちつしておかなければ悔いを千載に残す、私はそう思ひます。そうじゃないですか。

○郡国務大臣 私が見て権威があるというのではなくて、客観的に見て権威のあるものの意見を聞いて決定をいたします。

○村山(喜)委員 この学術に関する団体は、一体どういふような団体として認定をするかというところが問題になるわけですよ。そこでいろいろな職能団体があります。圧力を政府にかけたり、いろいろそういうふうなものの中には、学術研究という名目のもとにそういうふうなものがなされてゐる。これは大臣御承知のとおりでしょう。そういうふうな団体は、現実には名前をあげなくてもびんと頭にくるものがある。そういうふうなところから見てまいりますと、学問の研究をする団体、これはやはりそういうふうな純粋な学術団体でなければおかしいと思ひます。そういうふうな立場から考えてまいりますと、やはりそういうふうなものは日本学術会議という最高の総理大臣の諮問機関があるのですから、そういうものにかけて郵政審議会が決定をするということにしておかなければ、私はこれはやはり際限なく広がる可能性というものがあつて、この点を明確にしておきたいのであります。御答弁願ひます。

○郡国務大臣 この問題については郵政審議会ですでに検討しておりました当時、各方面の意見を聞きまして、いゝわゆる学界と申しますか、学問の範囲は非常に広いと思ひます。その学界の出しておるものに限られておりました。したがらしまして、おっしゃる御趣旨よくわかりますから、私のほうでも御趣旨に反しないように扱うことにいたします。

○森本委員 そこでこれはやはりはつきりしておいてもらひたいのは将来の解釈の問題でございまして、要するにこれは郵政審議会にかけるといふことは当然であります。その郵政審議会にかけるときに、この学術に関する団体は、その目的を達成するため云々という項については、日本学術会議の意見も徴し、その意見を郵政審議会に付して大臣がきめる、こういうふうにはつきりと解釈をしておいてもらつたほうが、かえつて広がるというものを防ぐということにもなる。それからいま村山君が言つたとおり、その日本学術会議というものは法律に基づいてちゃんとできておるものだから、一番権威のあるものである。また学術に關してはあらゆる学術がこれに包含されておる。そういう点からいって、日本学術会議の意見を徴し、そして郵政審議会にかければきめる、これがなんで悪いのですか。どうしてそんなにがんばらなければならぬのですか。

○郡国務大臣 私の申すのは、なるべく慎重にしなければいけない、学術に限らないけれども、したがつて、それについて適当な意見を聞く、それはだれが見てもあそこを通したものでなければならぬことをそれ自身が権威のあるやり方をする、おそくおっしゃることとたいした違ひはないと思ひます。ただそこを、いまだどここの団体であるという言ひ方はひとつ避けさせていたきたいといふだけであります。

○森本委員 これは先ほど来言つておるうちに、日本の学術に關しては最高權威ということでは法律できまつておるわけでありまして、その日本学術会議の意見を徴して郵政審議会にかけるといへば何で悪いのか。そんなにがんばらなければならぬといふことにはならないと思ひます。また實際問題としてはそういう方向でやらなければならぬと思ひます。だから大臣は、そのとおり将来私はやつていきたいと思ひます、こういう答弁でけつこうだと思ひます。事務当局の意見に左右されることはないのだ。

○村山(喜)委員 この問題はやはり通信委員会の重要な問題であらうと思ひます。したがらしまして、私はきょうは物価対策の特別委員として出席いたしておりますので、特別委員会の立場からはこれ以上触れませんが、大体先ほど大臣の答弁の中には私の発言を肯定するやうな内容のものがあつたと思ひます。しかしながらはつきりしたことはまだ答弁としては出されておられません。しかしこの問題を一步ゆるめますと、いろいろな学術団

体の名をかりた圧力団体が今日存在をしておることは事実でありますし、それをうまく使おうという官僚勢力のあることも事実であります。したがって、この解釈内容については、はっきりした統一を通信委員会のほうでしておかれるように要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○砂原委員長 兒玉末男君。

○兒玉委員 今回の郵便法の一部を改正する法律案につきましては、すでに三月十七日以来十分通信で審議されておりますが、本日は、特に物価に影響が大きい問題でございますので、郵政大臣並びに経企庁長官にお伺いしたいと思います。まず第一点、基本的な問題として、実はこの改正法案は十二月九日の郵政審議会の答申に基づいて策定されておるわけでありまして、これは先般の国会議におけるわが党の議員の質問でも明らかにされたわけでありまして、この郵政審議会の答申が出される以前に、いわゆる十一月二十七日の経済政策会議において、郵政大臣は、五カ年計画の収支見直しを立てて、本年の四月から三六・八%の引き上げを言明し、しかも総理はさらに、七月一日からこれを実行する、こういうことを言明したことは、一体郵政審議会の存在というものをどのように考えておるのか。しかも今日の佐藤内閣の政策の重点は、不況の克服と物価の安定ということに最大の重点が置かれておるわけでありまして、この郵便料金の改定というものが国民の絶対的な支出の中に占める割合はわずかに〇・一四%、こう言っておられますけれども、少なくともこれが国民生活全体に与える影響は、単にこれだけの比率で済まされる問題ではありません。今回の料金改定にあたっての答申に対して、郵政審議会の以前にこのような措置をとられたことは、国鉄運賃の場合と同様でありまして、客観的に分析を判断をする審議会の存在無視と私は言わざるを得ません。この点についての見解を、郵政大臣並びに特に物価担当の長官である藤山企画庁長官に明らかにしていただきたいと存じます。

○郵務大臣 郵政審議会から答申をいただきます。

したのは、昨年の十二月九日でございます。その前に政府は経済政策会議で十一月二十七日に、郵便料金の値上げはやむを得ないであろう、しかしその値上げ幅は可及的に押えたいということをやめたわけでございます。それまでの経過は、実を申し上げますと、郵政審議会が郵政事業経営改善特別委員会というのを設けて、その前に十三回だったと思っておりますが審議をしてくださいまして、その結果を中間答申として政府に与えようか、しかし中間答申をまとめるよりも、もうじき答申が得られるからそれを口頭で政府のほうに報告するからということで、特別委員長から私の手元にそれまでの経過の御報告がございました。それによりまして、郵便事業のいろいろな改善があるが、四十一年度からどうしても料金の値上げをせざるを得ないであろう、こういう口頭で詳しい内容をいただき、大体これがもうあと十日ばかりに迫っておる審議会の総会でもそれと同じ答申を得るからという御報告をいただいたのであります。それに基づきまして、すでに十一月末は四十一年度の予算についての大体の綱がきめられなければならぬ時期になっておるのであります。それで、それで関係の各大臣とも御相談をいたし、そして方針をきめました。しかし御承知のように、閣議で決定いたしましたのは、今年の一月十一日でございます。郵政審議会については何分にも料金の値上げの問題でございますから、十分な尊重をしながらいたしたい。ただ郵政審議会自身からのお申し出のように、中間答申という形で、しようかというのを、少し郵政審議会の審議を急いでいただくために、むしろそのためにまた時間をかけるより早く本答申をいただきたい、そして口頭で承ったということでございまして、今後の扱いはさらに気をつけなければならぬとは思いますが、郵政審議会の御意向は十分尊重しながら扱ったつもりでございます。

○藤山国務大臣 郵便料金の値上げの問題につきましては、郵政審議会が審議をされております過程におきまして、私も郵政大臣から、こういう状況にあるのだということは御説明を承りました。したがって、四十一年度から上げるか上げないか、どの時期から上げるか等についても、われわれは物価問題の見地からして、他の公共料金との関係を勘案しまして、それぞれ意見を郵政大臣にも述べたわけでございます。したがってわれわれの意見が必ずしも郵政省自身のお考えのとおりか意見でなかつたことは、過去のいきさつからして御承知いただけたと思っております。そしてそれらのものを総合調整されて、総理が判断されて時期等をきめられたのでございますが、それにつきましては、予算編成との問題がございまして、それらの問題を相当早目にある程度の見直しをつけておく必要があるのではないかとということでございまして、若干の変更はとにかくとして、大筋において、来年から上げるか上げないか、上げるとすればどの時期で上げるか、そしてその内容についてはさらに検討をして見よう、こういうようなことで私も了承した次第でございます。

○兒玉委員 この点を深く追及する気持ちはありませんけれども、少なくとも実施の期日等について、やはり国会に法案が提案されて、それによって十分審議を尽くしたあとで期日等は策定されるわけでありまして、少なくとも国鉄の場合等においても、二月十五日の予定が、やはり国会審議を通じて三月五日に延期した、こういう事例等から考へまして、今後の取り扱いについては十分慎重を期していただきたいことを強く要望したいと存じます。

次に伺いたいのは、今回のこの提案説明を見てまいりますと、特に人件費の増加とかあるいは事業収入等の鈍化、こういうような点等から考へますと、現在のこの郵便行政の中におきまして、一体赤字の原因というものはどこにあるのか、この点まず明らかにしていただきたいと存じます。○郵務大臣 昭和二十六年に、一種、二種を含めました基本的な改正をいたしましたから十五年を経過しているわけでございますが、昭和三十六年に三種以下の改定をいたしました。これが初年

度で約七十億、七十四億でございますが、これを平年度化したしまして八十九億、比較的小規模な値上げでございます。それでこれは御承知のように、三十六年に大幅なベースの改定がございました。そうしたことのために、三十六年の改定というのは、その後の収支状況の改善ということよりも、むしろその際の当面の支出の増加に対応できたのであります。ただそれをささえてまいりますのは、やはり物の増加がございました。これは私どももある程度その物の増加が必ずしも異常なものではなく、今後も期待できるのじゃないかと考えております。小幅に見えておりますが、とにかくその当時七%をこす物の増加が続いておりました。そのためにささえられてまいりましたけれども、約七割ないし八割というものが人件費でありまして、この会計におきましては、他にやりくりをする場所がございません。したがって、収支は次第に悪化してまいりました。ことに最近物の増加が、これは一時的な現象だと思っておりますが、鈍化をしてまいりました。そのために、結局支出をまかなうだけの収入を得られない。そのために無理をいたしまして、当然直さなければならぬ局舎も手がつかずに、あらゆる面で控へ目になりまして四十一年に至った。ところが四十一年になりまして明らかに赤字が出ましたので、それまでの五十六億四という持ち越し分を赤字補てんに充当いたしました。そして四十一年の予算をとにかくつくつたのでございまして、そのために一口に申し上げますならば、大部分は人件費である事業の性質上、収入が伸びない限り支出が苦しい、こういう状態できておった。そうして今日すべきこともできずに四十一年度を迎えることになりましたので、この際料金の値上げをお願いした、こういうわけでございます。

○兒玉委員 今回の法律の改正によって、二八・八%の引き上げになるわけでありまして、これだけの引き上げをした場合に、この説明にもありますとおり、正常な運行の確保だとかあるいは事業の近代化、機械化等の推進を通じて国民にサービスする、こういう見解でございますが、一

体それでは、先般の藤山企画庁長官の説明にもありましたが、今後物価は抑制の方向をとり、本年度は大体五・五%、来年度からは三%程度ずつに抑えていくという構想が明らかにされておるわけでございますが、この二八・八%の今回の値上げによって、一体これからどの程度再改定ということについての期間を考えているのか、この点明らかにしていただきたいと思います。

○郵務大臣 私どもは五年の収支の見積もりを立てて御審議を願っておるわけでございます。と申しますのは、郵政審議会はさしあたり三年ということをお願いしました。しかしこれは、ごらんくださいれば資料でそうおるのでございますが、昨年の、ことに中下旬という非常に物価の状況の悪いときを以てしまして、それで線を引いてまいりました。したがって、私どもの見ますところでは、その収入の状況ではもう少し堅実なものが期待できるんじゃないだろうか、そうして一方で決して満足という事は申せませんけれども、局舎の新増築なり機械化なり、こうしたことを入れまして、そうして支出を見ておつた。しかし、それにいたしましても支出のほうは人件費なり、それから収入のほうの物は、少し手がために控えて目に見えております。そういうあいまいにいたしまして、とにかく五カ年間収支のバランスがとれるのだ、こういうことでめどをつけまして、ただいまのところ、五カ年間は現在の料金の改定を認めていただければやうに、いわゆる人件費及びこれに類似する事務的経費が多くて、弾力性が乏しい事業である。このことは、私はそれだけ非常な公共性が高いことを示している証左だと思ふのです。そういう点から考えますならば、今後の郵政事業のあり方というものは、一体物価

抑制という立場から考えましても、公共性というものとそれから独立採算、この点から判断しましても、当然公共性というものは次元が低く、あくまでも公共性というものに最もウェートをかけた運営がなされるべきだと思ふのであります。そういう点から考えますならば、特に独立性を強調されておるようでありませうけれども、しかも今回の二八・八%の値上げというものが、わずか五年間ぐらいしかその見通しが立たない、こういうことでありますならば、さらに今後の予想される物価高騰等を通じて再度値上げをしなければいけない結果が招来されるであらう。そういう点を考えますと、この辺の關係、すなわち公共性と独立性という点についてもう少し検討する段階にきておるのではないかと。これらの点について、大臣の御所見を承りたいと存じます。

○郵務大臣 おっしゃるやうに、公共性の点、一番郵便事業を扱います上で考えなければならぬと存じます。いま五年というのを申し上げました。これは収支の見込みを立てますのに五年という見込みを立てておられますが、一種、二種を十六年に改定して、途中の小さい改定はあったにいたしまして、一種、二種については十五年改定することができた。これは私は郵政内部全部の者に言うておるのであります。今日料金改定をお願いするとは郵政事業の出発点であつて、決してここでも郵政事業の出発点ができたから何とかやうにやうだという気持ちを持つてくれば困るので、国民への奉仕ということを特に新しく考え直して出発点にしようということをおっしゃるのではありませんが、その意味合ひでも、当然五年以上で得る限り持つていけるやうに、企業努力によりまして、将来の料金値上げの要素を吸収してまいることが、当然考えなければいかぬことでございます。

それで、お尋ねの公共性のことでございますが、確かに私も家計費調査に○一四、CPIに○二、二というのを申しておりますが、そのほかに私もいろいろな調査をいたしてみますと、たとえ

ば個人差し出しの分と団体差し出しの分の調査をいたしてみますと、約二割四割くらいが個人差し出しでございます。またCPIのほうから逆算してみたりしますと、一割五分くらいが個人が占めます。一般家庭が持つ分というやうな結果が出てまいります。そうなりますと、大体大観いたしまして二割程度が一般の方が使用してくださる、八割程度は大企業等が使用しておる郵便というやうに、いろいろな統計上の推算なりそれから郵政省がいたしました事実上の差し出し状況の区分によつても出てまいるのであります。そういういたしますと、公共性という点からまた物価という点、一般の主としてこれは心理的な――すぐそれが郵便料金が生産物の原価に響いてくるというやうな種類のものではございませぬけれども、心理的な影響、それから利用される家庭の方の不便というやうなことを考えてみましても、そのほうの影響は必ず比較的小さいのじゃないだろうか。それから御指摘の、したがって独立採算制、総括原価主義によつて割り当てましたけれども、確かに一種は原価より高いものをいただくわけでありませうけれども、それにいたしまして、それがただいまのやうな個人、企業別の差し出し状況から見ても、それほど影響を考へるやうな負担にはなつておらない。そういたしますと、その程度の値上げをお認めいただいて、そうして企業の健全化をはかる、そうするとむしろサービスの向上の面ができるならば、国民生活へのいい影響を期待できるのじゃないだろうか、そういうふうなことから郵便事業を持つてまいりたいと思ひます。

○兒玉委員 家計費支出に占める点については、あとも伺ひたいと思ひますが、とにかく郵政事業というものが独立採算制をとらなければいけないという法的な根拠は何に基づいてなされておるか、この点に大臣からも特に独立採算というのを再三言われますので、その点特に明らかにしていただきたいと思います。

○郵務大臣 郵政事業特別会計法によりまして、郵政事業は企業的に経営するということを言

うております。企業的に経営するといふ意味は、これは特別会計としては独立採算というやうに読む以外に方法のないものと思ひます。ただ、これを郵便法の第一条で、郵便料金はなるべく安く、安くというやうなことも法律に書いてある非常に特異な種類のものでもあります。おっしゃりたいやうな公共性とかからんでくることだと思ひますが、しかしながら私ども事業の性質そのものがやはりこうしたものを、各国の例を見ましても、アメリカで少し一般会計から公共サービス分を負担しております。全部収支均衡主義をとつておりますから、事業の性質から独立採算ということに言えると思ひますが、法律上の根拠としては、私どもは、特別会計法の企業的な経営、これにあると思つております。

○兒玉委員 そこで私は大臣にお伺ひしたいのは、この人件費と物件費のバランスの点もそうでありましたが、現在郵政事業の中で行なつております郵便貯金だとかあるいは簡易保険等は、ほとんど零細な庶民階級から一般銀行貯金等と比較しましても、いわゆる庶民階級の利用する郵便貯金、簡易保険の金額というものは、その階層別に見ましてもあるいは金額の面におきましても利用率において相当高いウェートを占めておるのじゃないかと考えております。そこでございませうならば、いまの企業性という面から判断いたしましたも、いわゆる簡易保険なり郵便貯金等が国家の資金運用部においても相当な貢献をしていると私は思ふのです。そういう点から考えますと、この郵便貯金なり簡易保険の運用によつて得たところの剰余金というものは現在どの程度蓄積をされておるか、その点お知らせいただきたいと思います。

○郵務大臣 郵便貯金において約三百億の剰余金を見ております。

○兒玉委員 そういふやうな国民大衆から吸い上げた金が、それだけの現在剰余金というものを蓄積いたしておりますならば、今回の政府の重点施策である不況の克服なり物価の安定という基本的な政策の面から判断しましても、やはりこのやう

な剰余金等を十分活用して、できる限り国民の負担といふものを軽減するのが、私は政治の方針でなくてはならないと考えます。この点特に物価関係に關連する企画庁長官、さらに担当の郵政大臣の御所見を承りたいと存じます。

○郵政大臣 私は確かに郵便貯金、為替、保険を含めまして、郵便局の全従業員に努力によって成績をあげているのだと思います。したがって、簡易保険は、現在運用はいたしてありますけれども、もっと自主性を持たして、またもっと採算がとりやすいように、そして利用者にもっと還元できるような運用を考へるべきだと思ひますし、それから貯金につきましては、現在全部財投に入れてあります。これは国庫統一という一つの原則からは、その理屈は十分あることでありますけれども、しかしながら国庫統一の原則を持ちながらも何か貯金の利用者にもう少し還元する、サービスする、こうすることによって郵便貯金事業をもっと成績をあげさせるというようなことは必要だと思ひます。そういう点に私どもの努力をこれから集中しなければいかぬことだと思ひますが、ただ簡易保険、郵便貯金がそれぞれ独立した特別会計を法律上持つております。そのたてまえからいって直ちに剰余金を——それぞれの利用者には還元いたすようなことを考へなければいけませんけれども、今日それをすぐに郵便事業の赤字等があります場合に埋めるといふ種類のものではない、いまの特別会計のたてまえはそれはできないのだ、こういうぐあいに考へております。

○藤山国務大臣 公共料金あるいは公共的用途に使われております制度の中において、国家がどれほどそれを見ていくかという問題は、基本的にには非常に大きな問題があると思ひます。ただ現状におきまして、私どもとしてはやはり利用者が負担をするという原則は、これは公共用の施設の場合であっても当然をうなければならない。それを全部あるいはある程度ゆる税金の中から補給するといふ問題については、やはり私必ずしもそれに賛成をするわけにはいかぬと思ひ

のでございます。

なお、郵便貯金なり簡易保険等の運用については、郵便貯金そのものの運用は、やはり郵便貯金の総額が今日のような非常に大きな金額になつてまいりますと、これは金融系列の中で一応操作をするべきが適當であつて、金融系列の外に置くといふことも必ずしも適當だとは思ひません。したがつて、そういう意味からいまして、郵政省自身がこれを運用して全く大蔵省と離れてやるというわけにはいかぬのじゃないか。たゞしいま郵政大臣が言われましたように、それらを集めることのための非常な努力、あるいは預貯金者あるいは保険者に対して何らかの形でも十分な還元をしていくといふような問題については、十分考へていく必要があると思ひます。

○児玉委員 郵政大臣にお伺ひしたいのでありますが、先ほど大臣自身の答弁の中にもありました、アメリカ等で一般会計等から補助金を出している例もあるといふことを申されました。これは国鉄の場合におきまして、フランス等は年間一千億前後くらいいふゆる公共負担に対する補助金を出している例もありまして、そのような先進国のいい例はほとんど日本の場合も取り入れて物価抑制に貢献することが、やはり所管大臣の前の向き姿勢ではなからうかと考へますが、今後の取り組み課題としてそういうふうな制度をほとんど取り入れていくべきだと思ひますが、この点いかがでございますか。

○郵政大臣 アメリカでは、児玉さんのおっしゃつたような限られた公共サービス分の繰り入れをいたしてありますが、それ以外の国はいずれも収支均衡主義をとつております。これはやはりその国それぞれの状況によるものだと思ひますが、郵便事業について収支均衡主義をとりながら、かつ日本の第三種にあたるような低料扱いの分をやはりその中へ含めて、そして事業経営をいたしておるのでありますから、特に原価割れの激しいもの、現在の第三種郵便物がそれでありまして、けれども、原価割れの激しいものをだんだんに是正

するといふことは必要だと思ひますけれども、やはり各種別の中で若干原価を割つてでもサービスしていく、それを全体でまかなつてまいるという独立採算制の立て方というのは、私は現在の段階で正しい事業の運用だ、こういうぐあいに考へております。

○児玉委員 これは先ほど申し上げましたが、今回の郵便料の改定が家計に占めるパーセンテージは〇・一四であるといふことを言われましたが、これは先般四月一日から郵便の小包料金が改定されております。これはもちろん郵便法の三十一条によつていゆる政令によつて定めることになつておりますが、この統計によりまして、年間大体一億四千二百萬個の小包が四十年間において送られておるわけでありまして、このように〇・一四の比率といふのは、純然たるはがきとかいふような郵便関係なのか、あるいは小包料金の改定も含めての〇・一四なのか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○郵政大臣 家計費調査に〇・一四と出しましたのは、全部含めてでございます。

○児玉委員 それでは今回のこの小包料金の改定は、もちろん政令によつて定めるわけでありまして、けれども、特に国鉄なり通運事業を行なつておるところの配達の形態といふものと、郵便の小包配達の形態といふものは、その範囲とそれから受託をする箇所等においても比較にならないほど広範な地域を有しておるわけですから、そういう点から考へますと、もちろん小包の輸送量から判断した場合に、これが量の面において独占制といふものはきつめて低いかもしれませんけれども、配達をする広域という面から見た場合においては、やはり郵便事業以外の事業においてはとうていこのような事業を行なうことが不可能ではないか。そういう点から考へますと、やはり独占事業的な比重といふものが広域性という面においてかなり高いのではないかと私は思ひますが、そういう点から判断した場合に、これが政令にゆだねておる点はいま少し検討を要するのじゃないかと思ひるので

すが、制度上の問題として大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○郵政大臣 これを政令に譲つておりますのは、いま児玉さんおっしゃつたように、一般の郵便物が独占事業であるのに比べて、小包は独占事業ではないのだ。かつ、ことに信書の送達という非常に大事な仕事を持つてゐるものだから、小包は他の国鉄その他の一般の運送業者の担当してゐる分野とおのずから分野を分けて負担をしていくべきものである。ところが、それがもし他の国鉄運賃等が料金を改定いたしましたために、その影響を受けてどちらかが非常に比重が多くなつてきたときにはバランスがくずれする。したがつてバランスがくずれたら、郵便物の信書の送達を自身に影響してまいるおそれがある。だからなるべく同じ時期に同じような料金を維持して、したがつて同じような送達を保つていく、こういうことから政令ができてきていると私は思ひます。したがつて、たとへばこのたび郵政審議会から速達、書留等の特殊料金も政令に譲つたほうがいいという御答申をいただいておりますが、私もそれはなるほど特殊料金は一般の料金と違ふけれども、国民への影響を考へて法律上残しておいたほうが筋だろつたといふことではないかと思ひますが、小包を政令に譲つておりますのは、私はもつぱらそういう独占事業でないという点と、他との均衡を保つことによつて信書の送達を確保しようといふことだと思ひております。

○児玉委員 その点と、それからいま大臣の答弁は料金の面を主として言われたわけでありまして、けれども、この小包を取り扱つてゐる領域といふますが、地域というものが他の通運事業と比較して広範である。しかもこれは地域地域の請負等において当然行なえる事業ではない。やはり国家的な事業としてなされねば、いゆる企業としてとらうていこれは成り立つていかない。そういう点等からも、単に国鉄等の手小荷物運賃とのバランスといふことも含めて、より郵政が行なつてゐる小包業務といふものは広域性という面において独占

的な分野を持つものじゃないか。この点大臣の答弁はなかつたので、その点を再度ひとつお聞きしたいと思ひます。

○都国務大臣 地域的には確かに児玉さんのおっしゃる通りに一番広いのじゃないかと思ひます。へんぴな地域などは他に送達手段がございませんから、郵便局を通しての小包、これが一番広いといふことは私はおっしゃるとおりだと思ひます。

○森本委員 先ほど大臣は、〇・一四の場合、これは全部入つておるといふふうに言われましたが、そうすると、これは一種から五種までの分で総額を結局国民収入に割り当てた、こういう形になつておるわけですか。私の考えでは、この〇・一四というのは、おそらく国民が一人当たり実際問題として一種なり何なり郵便をどの程度使うかという統計ではないか。郵便料をそれぞれに割り当てたという額では〇・一四にはならぬのじゃないか、こう思ふのです。

それからもう一つ、大臣は、アメリカについては確かに繰り入れを認めておる、こう言ひました。ヨーロッパでは認めてないと言つておられますが、そうではございません。ヨーロッパでは、確かにドイツ、イギリス等においては、郵便は郵便事業だけになっておられますけれども、フランスの場合は郵便貯金事業から繰り入れができる形になつておられます。現にフランス等においては、郵便貯金と郵政事業とが一括の会計になつておるわけでありまして。だから必ずしもあなたがおっしゃつたように、ヨーロッパも日本と同じということではありませんので、そんなうその答弁はしないようにお願いをしたい、こう思ふわけでありまして。それから、いまのパーセンテージの問題だけをちよつとはつきりしておきたい、こう思ふわけですから。パーセンテージの中に全郵便料が含まれておるか。

○都国務大臣 〇・一四のほうは、あれは家計費調査をとりますときに全部で割り出してありますので、これはやはり小包は入つております。

○森本委員 ダイレクトメールも全部入つておりますか。

○都国務大臣 入つております。それから、外国の例のほうは、森本さんのほうが私よりお詳しいようでありまして、間違つております点は、これから御教示いただきとうございまして。

○児玉委員 時間もかなりたちましたので、切り詰めて質問したいと思ひますが、あと二、三點にしばつて質問いたしますが、この小包料金の改定は、東京を基準にして第一、第二、第三地帯といふものをとつております。今日、国鉄もそうでありまして、非常に輸送制度の改革をはかりました。逆に非常に輸送期間が長くなつてゐる、こういう事例がございますが、今回の料金改定にあつた、大衆へのサービスという点からの最大の課題は、正確であり迅速だといふことがモットーでなければならぬと思ひます。もちろん正確の面においては伝統を有する郵政の歴史がありますが、迅速という面においてこのように料金地帯を設けるならば、当然家庭に届く輸送日数というものもやはりこの際一定の基準を明らかにする必要があります。同時にまた、この点は迅速なり一般の郵便物についても、そのような配達日数、到達日数の基準というものを国民の前に公示する必要があるのじゃないか。この点についてどういふ措置をとられようと思つておるのか、御所見を承りたいと思ひます。

○都国務大臣 確かに送達速度の確保ということが郵便事業のもつたところだと思ひます。そうして、いままでのところでは、ごく大づかみなものの言い方でありまして、地域にもよりますけれども、普通にいいますと、その日の朝鹿児島市に出しましたものが翌日じゅうに届いておるといふような状況でございます。それで、遠距離のものにつきましても、どうしてもその日の夕方に出したものが翌日じゅうに届くといふことにはいたしません。いふ所出したものがいつ届くといふことは郵便局等に十分揭示をいたしまして、約束したことを果たしていくといふことにしたい。しかしながら、問題は

はむしろ近距離でありますとか自府県内とかいうようなところをもつと早くするといふことが非常に大事な問題だと思ひます。したがつて、今度料金の引き上げをいただきましたら、むしろ航空機の搭載は大都市間、東京、大阪と県庁所在地間でありまして、近距離間の専用自動車便の増強をいたしますこと、さらには各種の軽便車を増強いたしますこと、これによつて送達速度を維持していききたい。とにかく大きいところの郵便の送達というものは、方々に揭示を出して、届くはずですから、届かないものはひとつこれに入れてくださいといふくらいにお約束をして、送達速度を守つていくといふやり方をしてみたいと思つております。

○児玉委員 最後に二点までお伺ひしたいと思ひますが、第一点は、現在の料金改定を通じて私は郵政当局に対する国民の要望がいろいろあると思ひますが、一つは、ポストの配置というのはどういふ基準になつておるのか。この際国民大衆の要望にこたへるための増設という面について積極的な努力を払つていただきたい。もう一点は、これは若干の内容からそれるかと思ひますが、これは、現在の住宅団地の造成に伴ひまして相当高層な建築がふえてきておるわけですから、勢ひ配達業務に参加する郵政労働者の労働過重といふものが起つてくる。建築基準法等の改正によりまして、今後高層化されていくということになりますと、配達業務という面においても、また労働条件の改善という面からも画期的な改革をなす必要があるのじゃないかと思ふのですが、この二点について最後に大臣の見解を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○都国務大臣 ポストは、私が承知しておりますのは、ただいま全国で十一万二千本、三十六年度以来かなり長期計画でふえてまいつてきております。ただし、なお大都市間に不足しておるといふ声をよく聞きますので、東京などでは都内二十三区と他地方向けのポストにかえておりますので、余つた分のいままでのポストを不足しております

大都市にそれぞれ送ることにいたしました。ポストのほうは充足してまいりたいと思ひます。それから、いまの高層建築物に対する分は、確かにいままでのところ、管理者等の関係でおくれおつたやうでございますが、これは急速にいたすように努力いたします。

○砂原委員長 以上をもつて本連合審査会は終了いたします。

これにて散会いたします。
午後零時四十分散会